

令和6年度 おおえ町民大学ふくらすカレッジ どきどき学部
まちづくり出前講座実施要綱

(趣旨)

第1条 まちづくり出前講座(以下、「出前講座」という。)は、知識を深め心豊かな人生を送るための学び、仲間づくりの場として開校される「おおえ町民大学ふくらすカレッジ」の3つの学部の内、学びを楽しむ「どきどき学部」の中の一講座として実施する。また、わかりやすく親しみやすい町政の実現を図るため、町民のグループ等の求めに応じ町の施策、制度、事業等について説明するとともに、学びと住民活動の支援を目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受講することができるものは、大江町内に在住、在勤、在学する5名以上で構成する団体やグループとする。

(内容)

第3条 別添「令和6年度おおえ町民大学ふくらすカレッジどきどき学部 まちづくり出前講座」より選択する。

2 メニューにない講座を希望する場合は別途相談することができる。

(講師)

第4条 出前講座を行う講師は、次のとおりとする。

- (1) 町職員
- (2) その他町長が必要と認めた者

(開催日等)

第5条 年末年始(12月29日～1月3日)を除く期間で、午前9時から午後9時までの概ね90分以内とし、開催場所は大江町内に限る。

(申込手続等)

第6条 出前講座を受講しようとする団体の代表者(以下、「申込者」という。)は、講座メニューの中から希望講座を選択し、受講希望日の20日前までにまちづくり出前講座受講申込書(様式第1号)をおおえ町民大学ふくらすカレッジ学長(以下、「学長」という。)に提出するものとする。

2 出前講座に係る施設の利用については、申込者の責任においてこれを行うものとする。

(決定)

第7条 学長は、前条の申込があったときは、内容、日時等について当該出前講座の担当課と調整のうえ、受講の可否を決定し、まちづくり出前講座受講(決定・否決)通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 学長は、前項の受講の決定をする場合において、必要と認めたときは、条件を付することができる。

(受講の制限)

第8条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の受講を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。

(変更等の届出)

第9条 第7条の規定により出前講座受講の決定を受けたものは、開催日時、場所その他申請事項に変更

があったとき、又は出前講座の受講取り消そうとするときは、直ちに学長に届け出て、その承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(報告)

第10条 申込者は、出前講座の終了後2週間以内に、まちづくり出前講座実施状況報告書(様式3)を学長に提出しなければならない。

(講師料)

第11条 出前講座の講師料は、無料とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。